



マイホーム取得をご検討中のみなさまへ



いま子育て中の方に！

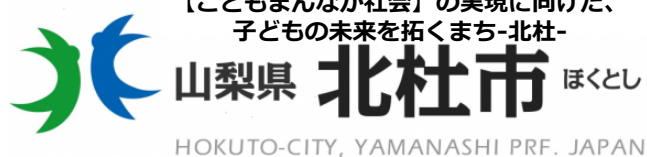
【フラット35】 地域連携型 (子育て支援)

当初**5**年間の
借入金利

年**0.5%**引下げ

【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス
との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



【こどもまんなか社会】の実現に向けた、
子どもの未来を拓くまち-北杜-

山梨県 北杜市 ほくとし

HOKUTO-CITY, YAMANASHI PRF. JAPAN

○北杜市子育て応援マイホーム補助金のご相談は
北杜市子育て政策課 ☎ 0551-42-1332

【フラット35】に関するご相談は 住まいのしあわせを、ともにつくる。 住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35 (通話無料)

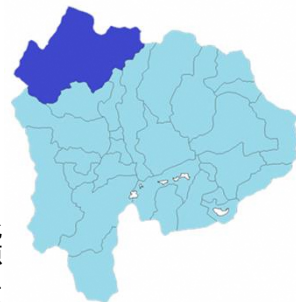
営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



吐竜の滝



子育てに最適な自然環境に恵まれていることはもちろん、北杜市はその自然や人材・文化施設など子どもの教育にかかわる地域の資源を十分に活用した「原っぱ教育」を教育理念に「不屈の精神と大志を持った人材の育成」に取り組んでいます。



北杜市で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

北杜市子育て応援マイホーム補助金

【主な要件】

- ・子育て世帯若しくは若者世帯であること
子育て世帯(15歳未満の子どもと同居している世帯)
若者世帯(子を産み育てる予定の39歳以下の世帯)
- ・申請する住宅に10年以上定住する意思を有する子育て世帯若しくは若者世帯であること
- ・行政区に加入するまたは地域の活性化の推進に協力する意思を有する子育て世帯若しくは若者世帯であること

【申請期限】

契約日から1年又は令和9年12月20日のいずれか早いほう(最終応募〆切: 令和9年12月20日)

【補助金額の計算】

基礎額

住宅の建築費または購入費の10%



加算要件

15歳未満の子どもがいる場合
1人あたり10万円

※ 補助金の総額の限度額は、新築・建売は150万円、中古住宅は100万円です。

【フラット35】地域連携型

【フラット35】
地域連携型
(子育て支援)

金利の引下げ期間

当初**5年間**

金利の引下げ幅

年**0.5%**

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス
との併用でさらに金利引下げ!

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。●【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認いただくか、お客さまコールセンター(0120-0860-35)までお問合せください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。